

## 令和2年第2回

# 海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 令和2年2月25日  
13時30分～16時5分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

## 令和2年第2回海老名市農業委員会定例総会

令和2年2月25日「令和2年第2回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 深澤 伸治	3番 清水 澄雄	4番 松島 淳一
5番 小島 富士男	6番 波多野 寛	7番 市川 和美	8番 竹内 章人
9番 新戸 和夫	10番 守屋 福夫	11番 宮基 功	12番 金指 満
13番 二見 務	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 井上 勝	16番 鈴木 信一	17番 尾上 富夫	18番 小松 佐一
19番 猪熊 克行	20番 齋藤 孝一		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 中山 康一、管理係長 草薙 砂織、主事 柴田 康平

会議事項は次のとおりである。

日程第1 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第2 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第11号 引き続き農業を行っている旨の証明について  
日程第5 議案第12号 農用地利用集積計画（案）について  
日程第6 議案第13号 農地法第3条の下限面積に代わる「特段の面積」の設定について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分について
- (2) 農地の一時使用について

- (3) 農地造成工事施工届出書について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (5) 農地の賃借料情報について（報告）
- (6) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後1時30分）

【議長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。農地利用最適化推進委員6名が出席していただいております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 ご異議なしということでございますので、9番委員、10番委員を指名させていただきます。

それでは、議案書3から4ページ、4. 報告事項の（1）活動状況について、（2）農地の異動状況について、（3）県許可の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地の異動状況、県許可の状況を報告した）

【議長】 報告事項が終了いたしました。

ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありましたらお伺いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、この程度にさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条で委員会の会議は公開とすると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしということでございますので、傍聴を許可いたします。傍聴人を入室させてください。



以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いします。

【主 事】 ■■さんの農家世帯としての状況は、■■さん、妻の■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、令和2年の新しい農家台帳では、■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■さんの農業経験年数は43年、従事日数は320日、妻の■■さんの農業経験年数は39年、従事日数は300日だそうです。■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■平米、合計で■■■■■■■■■■平米、借り入れ地の田んぼが■■■■■■■■■■平米ありまして、自作地と借り入れ地を合計すると■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台、コンバイン1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関して、特に問題ないと思われます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日に見てまいりましたけれども、きちっと耕作されている状態でございます。何も問題はないと思います。

【議長】 それでは、質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いられませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号2について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

2番委員、復席をお願いいたします。

(2番委員着席)

【議長】 それでは、続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号3、申請地は、上郷字■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。譲受人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、譲渡人は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■■■、持分2分の1、ほか1名、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真につきましては、資料2にございます。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。2番委員。

【2番委員】 ■■■■さんは、世帯内贈与ということで受けるわけなんですけど、加藤さんの農業に対する姿勢を言わせていただければ、夏の暑い中、草刈りをしたり、日々、農業に対する姿勢も立派だなと思っております。そういう意味からも申し分がないかと思えます。

以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 ■■さんの農家世帯としての状況ですが、■さんと妻の■■■さん、長男の■■■さんの3人が現在の農業従事者だそうです。経営主は、令和2年の農家台帳では、■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■さんの農業経験年数は45年、従事日数は200日、妻の■■■さんの農業経験年数は45年、従事日数は50日、■■■さんの農業経験年数は10年、農業従事日数は30日だそうです。■■■さん世帯の現在の農業経営面積は、自作地の田が■■■■■■平米、畑が■■■■■■平米、合計で■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、トラクター1台、田植機1台、耕運機1台を所有しております。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載がございます。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思えます。そのほか、許可をすることがで

きない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目もございません。この案件に関して、特に問題ないと思われま

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日に同じく見てまいりましたけれども、問題はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号3について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第4条では、農地を転用する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されております。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号1、申請地は、門沢橋■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■  
■■平米、1筆です。現況は、畑になります。転用者は、静岡県湖西市■■■■  
■■■■■■■■、■■■■■■、転用の目的は、車両置場としての一時転用、使用期間は、令和2年12月28日までです。現地の案内図につきましては、資料3-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、断面図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。14番委員。

【14番委員】 この件については、一時使用ということですので、何ら問題ないと思います。以上です。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 今回の申請地北側で、現在、物流施設の工事を行っている■■■■■■株式会社が、一時的に工事車両を置くための車両置場として、申請者が一時的に農地転用したいという旨の申請になります。工事現場の駐車スペースが現在不足しており、中野三丁目地内で車両置場として使える土地を■■■■■が探した結果、工事現場のすぐ南にある今回の申請地の地権者である申請者と話がまとまり、当該地での申請に至ったそうです。

資料3-1の左下ですが、農地区分をご覧ください。今回の農地の立地基準は、第2種農地になります。これは、申請地から500メートル以内に門沢橋駅があることから判断できます。第2種農地は、申請にかかる農地にかえて周辺のほかの土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認める場合には原則として許可することができない立地区分ですが、転用期間が3年以内の一時転用である場合には許可となることから、今回、申請を受け付けております。

続きまして、資料3-2の土地の利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。今回、申請地を整地して養生のシートと鉄板を敷き、最大25台分の仮設車両置場として使用する計画になっております。周囲は、単管の柵を設けまして、また、申請地の北側と西側に農地があるのですが、農地との境界にはのり面が現在あるのですが、その境界部分に板を設置します。これらにより、農地への土砂の流出を防ぐ計画となっております。また、雨水が極力隣接農地に流れ出ないように、鉄板を敷く際には、鉄板と鉄板の間にすき間を設け、敷地内浸透ができるようにするほか、整地する際に若干西側に傾斜をつけ、表面排水を西側の道路のほうに流れるように調整するそうです。また、車両の出入りにつきましては、西側の図面の1カ所のみとなります。なお、一時転用期間終了時には、原状に復旧させることとなっております。

続いて、資料3-2の右側ですが、断面図をご覧いただきたいと思えます。A-A'断面とB-B'面とございます。Aが申請地を東西に、Bが



南北に切った断面となります。隣地との間にのり面があることと、排水のための勾配が確認できます。以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地周辺の土地への被害防除策も図られており、隣接農地の地権者からも同意を得ていることから、一時転用やむなしと思われます。

以上でございます。

**【議長】** 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

**【9番委員】** すぐそばに市道512号線がありますので、そこに砂、土等が流れないようにしていただければと思っております。

以上です。

**【議長】** 質疑のある方。

（「なし」の声あり）

**【議長】** それでは、意見のある方。

（「なし」の声あり）

**【議長】** それでは、受付番号1について、採決をとらせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手）

**【議長】** 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

**【主 事】** 受付番号2、申請地は、中野■■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■■■平米、1筆になります。転用者は、中野■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、転用の目的は、車両置場になります。現地の案内図は、資料4-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図及び断面図、あとは申請地の排水計画の図面をつけております。

以上でございます。

**【議長】** 地区委員の意見をお伺いいたします。9番委員。

**【9番委員】** ここは西側に旧県道と埋め立てする間に用水が流れているんです。その用水に影響のないように、ごみや土などが流れないようにしていただきたいと思っております。

それと、南側が通学路ということで、有中へ通う生徒たちがいるもの

で、埋め立て工事するに当たって、生徒の登下校の際に注意していただきたいと思っております。

あと、出入口側の面、排水路のところに30センチぐらいの幅で、少し舗装していただければと思っております。

あとは、周りはきちっと土どめがしてありますので、異常はないと思います。

**【議長】** 事務局、補足説明をお願いいたします。

**【主事】** 申請者が、道路を挟んで申請地の西側にある車両修理等を請け負うコバック海老名店のための車両置場として農地転用したいという旨の申請になります。コバックの工場内の作業スペースが現在不足していることから、相談を受け、今回、合意をしたために申請したとのことです。

資料4-1の左下の農地区分をご覧ください。こちらの農地に関しましては、立地基準は、第3種農地になります。これは、申請地の西側の道路に上水管と下水管が埋設されており、申請地から500メートル以内に指標施設であるひでき歯科と社家ゆめいろ保育園が存していることから判断ができます。第3種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分になります。

続きまして、資料4-2の土地利用計画図をご覧ください。図は、上側が北を指しております。申請地を全体的に盛土をした後、整地して、砂利で全体的に舗装、転圧し、車両置場とする計画になっております。周囲は、コンクリートブロックを3段積みして土留とします。土留頭は、図面上は9.45センチとなっておりますが、もう1度代理人に確認したところ、10センチほど出る計画となっております。また、東側と西側と南側のコンクリートブロックの上には、高さ80センチほどのメッシュフェンスを設置し、これによりごみの飛散を防止します。北側は既存の石の塀があり、これによりごみの飛散が防止されるとのことです。出入りは、南側からする計画になっております。

続いて、断面図です。こちらにつきましては、資料4-3をご覧ください。資料2に、AA'とBB'という数字と線が書かれておりますが、これに対応しており、Aが南北、Bが東西に切った断面になります。周囲が

コンクリートブロックに囲まれ、東と西と南にメッシュフェンスが設けられ、北側に石の塀があることが確認できると思います。これらによって土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

雨水につきましては、資料4-4をご覧ください。砂利敷きの申請地の南側のところに集水ますと浸透トレンチを設け、敷地内浸透処理とする計画となっております。これらから、転用が不確実とされる要因は確認できず、周辺の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われると思います。

以上でございます。

【議長】 現地調査副班長の意見をお伺いいたします。15番委員。

【15番委員】 現地を確認した段階では、現在も農地としてきれいに整備されておりますし、周りも農地転用されているような土地でありますので、特に問題ないと思います。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

次に、議案書8ページから10ページ、日程第3、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 農地法第5条では、農地を転用する目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されております。これは、優良な農地を確保して、農業生産力を維持し、農業経営の安定を図ることを趣旨としたものです。

受付番号1、申請地は、社家字■■■■■■■■■■、田、■■■平米、ほ









っております。その点、農政課と調整済みであることを確認しております。次に、申請地北東部分の病院関係車両置場ですが、こちらは南側に雨水ますを設けまして、雨水ますにたまった水は、先ほど説明した浸透貯留槽に流れる計画となっております。北側については、隣地の田んぼとの境界部分については、暗渠排水管を2本入れて、これを農業用用水路につなげる計画となっております。

なお、先ほど4番委員からも説明がありましたが、今回の雨水処理方法を決定するに当たっては、北側に残る隣接農地の耕作者と申請者で十分協議し、耕作者の要望をほとんどかなえていることを事務局のほうでも確認しております。境界部分を施工する際には、隣接農地の耕作者も立ち会うということをお願いしております。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、周辺の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日に見てまいりましたけれども、駐車場としてきちっと周りも土どめができていますので、問題はないと思います。

以上です。

【議長】 質疑のある方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。

受付番号2について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、許可相当とさせていただきます。

続きまして、議案書12ページ、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いします。

【主事】 受付番号3、申請地は、杉久保北■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。現況は、市街





建築用資材の置場とする計画となっております。申請地の周囲ですが、東と西側はH鋼とコンクリートブロック、南側はコンクリート板を設置して土どめとする計画となっております。天端はそれぞれ10センチほど出る旨、代理人から聞き取っております。西側から東に向かって高くなっている既存ののり面があります。北側には既存の北に向かって下がるのり面があり、それをそのまま生かす計画となっております。車の出入りですが、南側1カ所から行う計画となっております。

続いて、土地の造成計画です。資料7-3をご覧ください。資材置場として使用する部分を全体的に切り盛りし、土砂の搬出はしないとのことです。

資料7-4と7-5に断面図が掲載されており、7-4が東西断面、7-5が南北断面になります。雨水につきましては、申請地を砂利で舗装し、敷地内浸透とするほか、浸透ますを4カ所に設ける計画となっております、これにつきましては、資料が戻りますが、7-2の図面に盛り込んでおります。

以上、周辺の土地への被害防除策も図られていることから、計画自体には問題ないと考えられますが、1点懸念事項がございます。通常、定例総会で転用案件を審議する際には、海老名市の住みよいまちづくり条例の協議締結を終えているよう申請者をお願いしているところですが、この案件につきましては、今日現在、まちづくり条例における各課との協議を終えておりません。しかし、申請書類が整っており、農地法の手続自体には問題がないこと、また、転用者が3月中に現在使用中の資材置場の使用期限が満了するので、4月から申請地を使用したいという事情、また、代理人が、図面がここから変わることはほとんどないとしていることから、事務局で申請を受け付けたところでございます。事務局でまちづくり指導課に確認をしたところ、まちづくり条例の各課との協議が締結するのは、順調にいつて3月下旬だろうとのことです。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日に第3班の皆様と現地確認をしました。現地は残土置場となっ

ており、入り口付近に重機が置かれて、重機移動の足場として残土が引かれております。一部には鉄板が置かれていました。全体的な管理状況から見ても、長期間農地として使用されていないと推定しました。本申請地については、非農地判断の可能性を検討し、その結果が出るまで、本件を継続審議とすることを意見といたします。以上です。

**【議長】** 今、現地調査班からのお話がありました。現地を非農地化判断できるかを検討してほしい、その結果が出るまで本件を継続審議とするという意見がありました。仮に非農地化判断とする場合、今後の進め方について事務局から何かあればお願いいたします。

**【主事】** 非農地証明の手続について説明します。

現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地について、要件を満たすことができれば農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明になります。申請者からの申請がされた後に、非農地証明の要件を満たすかどうかを確認することになりますが、非農地証明を発行する要件は次の7点になります。1点目が、農地に復元することが著しく困難であること、2点目が、転用後の年数が10年以上経過していること、3点目が、農用区域に指定されていないこと、4点目が、転用許可を受けられる立地や転用目的であること、5点目が、仮に非農地と判断した場合、周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じないこと、6点目が、当該土地が農地等を含む筆の一部でないこと、最後に、7点目が、当該土地が申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ今後も追及する見込みがないことという7つの要件がございます。以上の要件を満たした場合、非農地証明を発行することができます。今回の申請につきましては、これらの要件を満たす可能性があるということになります。

以上でございます。

**【事務局長】** 私からも少しご説明をさせていただきます。

9番委員ほかの委員による現地調査が終わった後、事務局のほうでも当該地について非農地判断ができるのかどうか、できるだけ情報を集めさせていただきます。現地でございますけれども、航空写真によりますと、

平成19年から30年の途中までは低木がまだらに茂った林の状態、30年の途中から現在までは残土置場という形になっておりました。よって、非農地状態としては10年以上ということについては確認できました。それから、固定資産税の評価でございますけれども、調べられたのは平成24年以降、現在まで雑種地であるということです。21年までの3年間についてはまだ確認中という形になっております。なお、農業委員会から過去10年間、山林、あるいは資材置場として違反転用の追及というのはされた記録はございません。固定資産税評価が平成21年から雑種地であり続けたことが確認できましたら、農地小委員会で現地調査を行い、今、柴田から説明した他の要件にも該当するようであれば、非農地と判断をすることができると推定いたします。その場合、受付番号3の転用申請については、現況、農地でないということになるので、取下げていただくということになります。継続審議ということにもしなければ、一連の結果については、来月の定例総会でご報告できるものと考えております。

以上です。

**【議長】** 今、事務局長からも説明がございました。これまでの内容について、質疑のある方、いらっしゃいますか。質疑ございませんか。

**【11番委員】** 今回の案件につきましては、現況は資材置場として所有権移転がなされるということの申請内容でございますけれども、現実的に登記地目は畑でございますので、今の現況を見ますと、大分現況と形態がずれている状況がございます。また、その一方で、事務局から説明がございましたけれども、課税地目が雑種地ということや何かで、現況の形がずれていること、異なっていること、並びに地目上の畑から実際には課税地目が雑種地ではないかということの状況の説明がございましたけれども、その辺のところは今の状況では少し曖昧でございますので、さらに調査をしていただいて、その辺のところを明確にして、どういう形で許可をすべきなのかについて継続して審議をお願いしたいと思います。

**【議長】** 今、継続というご意見が出ました。ほかにはご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)



【議長】 質疑、意見もないようでございますので、議案第11号、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書14ページ、受付番号6について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号6、被相続人は、中河内■■■■■、■■■■■、相続人は、中河内■■■■■、■■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年11月26日から令和2年1月30日までです。特例農地等の明細ですが、中河内字■■■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、農振農用地区域内、■■■■平米、ほか4筆、全て農振農用地区域内、議案書のとおりです。ナンバー1が現況地目、田、■■■■平米、ナンバー2からナンバー5が現況地目、畑で、■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■平米でございます。事務局で2月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されていまして、特に問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 受付番号6について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見がないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

(休憩)

【議長】 再開させていただきます。

次に、議案書15ページから16ページ、日程第5、議案第12号 農



【2番委員】 説明が終わりました。本案件について質疑のある方。いらっしゃいましたらよろしくお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

【2番委員】 ないようですので、質疑はこの程度にさせていただきます、意見のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

【2番委員】 意見もないようでございますので、採決させていただきます。

受付番号5について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【2番委員】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

(1番委員着席)

【議長】 それでは、再開いたします

受付番号6について、事務局から提案説明をお願いします。

【管理係長】 受付番号6、借り手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、上郷■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りをする農地は、上郷字■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■平米、1筆です。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和2年3月1日から令和6年12月31日までの5年間です。農業振興地域内、1件の新規の計画です。この案件につきまして、2月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われ

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。



(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。  
受付番号6について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号7について、9番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本案件の審議終了まで退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(休 憩)

(9番委員退席)

【議長】 議事を再開します。

受付番号7について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号7、借り手は、中野■■■■■■■■■■、■■■■、貸し手は、門沢橋■■■■■■■■■■、■■■■、貸し借りをする農地は、社家字■■■■■■■■、現況地目、田、■■■平米、ほか1筆です。貸し借りの種類は、いずれも使用貸借権の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和2年3月1日から令和4年12月31日までの3年間です。農業振興地域内、1件、地域外が1件のいずれも新規の計画です。この案件につきまして、2月13日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は認定農業者で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決させていただきます。  
受付番号7について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。  
9 番委員の復席を求めます。

(9 番委員着席)

【議 長】 再開させていただきます。  
続きまして、受付番号 8 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号 8、借り手は、国分北■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りをする農地は、下今泉■■■■■■■■■■、現況地目、田、■■■■■平米、1 筆です。貸し借りの種類は、賃借権の設定、利用目的は水田、貸し借りの期間は、令和 2 年 3 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日までの 4 年間です。農業振興地域内、1 件の新規の計画です。この案件につきまして、2 月 1 3 日に事務局で現地確認をしたところ、現地は農地として管理されていました。また、借り手は農家で、農用地集積計画の法定要件が定められている農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしており、特に問題ないと思われまます。  
以上です。

【議 長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議 長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号 8 について、採決させていただきます。  
賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議 長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。  
続きまして、議案書 1 6 ページ、受付番号 9 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号 9、借り手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、下今泉■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りをする農地は、下今泉■



【議長】 質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号10について、採決させていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書17ページ、日程第6、議案第13号 農地法第3条の下限面積に代わる「別段の面積」の設定についてを議題といたします。

事務局から提案説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地法第3条の許可にかかる審査要件の1つに、下限面積要件があります。下限面積要件とは、農地の権利を取得する者が権利取得後に耕作を行う面積は一定の面積以上でなければならないとするものです。農地法の本則では、その面積は原則50アールとされていますが、各農業委員会は、これにかわる別段の面積を定めることができるとされています。海老名市では、この50アールにかわる別段の面積を30アールと定めていますが、これは毎年修正の必要性を審議することとされており、農家基本台帳を更新したこの時期にご検討いただくため、提案をさせていただきます。昨年の検討では、30アール未満の農地を耕作している農家が市内全農家数の40.3%で、おおむね100分の40を下らないと判断したことから、30アールの下限面積について変更を行いませんでした。別段の面積の設定基準は、農地法施行規則第17条というところに定められており、議案書17ページの一番下に条文が記載してあります。こちらの確認をさせていただきます。1、設定区域は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、2、別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること、3、別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内におい

て農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること、この3つが別段の面積の設定基準です。

議案書17ページの表をご覧ください。別段の面積の見直しの数値資料です。海老名市内の耕作面積別の農家数を表にしていまして、10アールごとに区切ってあります。一番上の行、海老名市全域というところの横の列をご覧ください。令和2年1月1日現在の農地台帳、農家基本台帳で把握している海老名市の総農家戸数は740戸です。その右側、耕地面積規模別農家数ですが、海老名市全体では10アール以上20アール未満の農地を耕作している農家が176戸、20アール以上30アール未満の農地を耕作している農家が120戸、30アール以上40アール未満の農地を耕作している農家が83戸、40アール以上50アール未満の農地を耕作している農家が66戸、50アール以上の農地を耕作している農家が295戸、合計で740戸でございます。

次に、その右側です。耕地面積規模別農家数割合 累積(%)と書かれています。こちらを見ますと、20アール未満の農地を耕作している農家は、市内全体の農家のうち23.8%、30アール未満の農地を耕作している農家は、市内農家全体のうち40.0%、40アール未満が51.2%、50アール未満が60.1%という数字になっております。この数字は累積になっておりますので、例えば30アール未満の農地を耕作している40.0%という数字の中には、20アール未満の農地を耕作している23.8%の方も含まれておりますので、ご注意ください。

また、ここから別段の面積の検討をお願いしたいと思いますが、事務局として次のように考えた案をお伝えさせていただきます。

まず、慣例から、旧海老名町の区域と旧有馬村の区域で、自然的経済的条件から見て営農条件がおおむね同一であると考えております。また、田んぼが1反およそ10アールであることから、それを単位として10アール刻みの面積区分を用いております。すると、耕作面積が現在の下限面積である30アールよりも小さい面積を耕作している農家数の割合は40.4%で、おおむね100分の40、40%というふうに捉えることができると

考えております。したがいまして、下限面積を変更せず、30アールのままとすることを提案いたします。

以上でございます。

【議長】 今、事務局から提案がございました。

質疑のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきたいと思いますが、議案第13号について、別段の面積の30アールの変更は行わないこととしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、行わないこととすることで承認をさせていただきます。

次に、議案書18ページ、そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件でございます。(1) 非農地証明書の証明願いによる専決処分についてを案件といたします。

受付番号3についてですが、13番委員が関係人として農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当いたしますので、本案件の審議終了まで退席を願います。

(13番委員退席)

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 再開いたします。

受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【主事】 現況が農地法に規定する農地に該当しないと認められる土地については、要件を満たすことができれば、農業委員会が農地法に定める農地ではないという証明をすることができることになっております。この証明が非農地証明になります。非農地の定義は、農地に復元することが著しく困難であること、転用後の年数が基本的に10年以上であること、現在、農地

だったとして、転用許可を受けることのできる立地などの条件であること、周辺農地の営農条件に支障が生じていないことなどの要件がありまして、全ての要件にかなう場合のみ、証明を出すことができます。

では、議案書の18ページをご覧ください。

受付番号3、申請地は、本郷字■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、■■■平米、1筆、議案書のとおりでございます。申請者は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、現在の状況ですが、申請地は宅地として使用されておりました。案内図と現地の写真につきましては、資料8にございますので、そちらをご覧ください。

土地の経過ですが、申請地は、昭和45年以前から宅地として現在まで使われているそうです。当該申請地は、農地転用の許可を受けた経緯がございません。2月6日に、5番委員、20番委員、13番委員と事務局職員とで現地確認調査に行き、現況は農地として利用されていないということを確認いたしました。また、固定資産評価証明も確認し、転用後の経過年数が10年以上であることを客観的な資料からも確認しております。そのほかの要件も満たしていることを確認し、これらの状況から当該地は非農地に該当すると判断し、非農地であることを証明いたしました。

以上、報告をいたします。

【議長】 現地調査委員の意見をお伺いいたします。5番委員。

【5番委員】 2月6日に現地調査に行ってみりました。現地は、屋敷の自宅の宅地の一部として使われており、特に問題はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、質疑のある方。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑がないようでございますが、受付番号3について、了承とさせていただきます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

13番委員の復席を求めます。

(13番委員着席)

**【議長】** 次に、議案書 19 ページ、農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号 1 について、事務局から説明をお願いいたします。

**【管理係長】** 県や市が実施する公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のために農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の 3 者から連名で申請をしてもらうことにより、農地転用許可不要案件として処理しております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺の農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては、農業委員会での確認後から現地を使用していただくようにしております。

受付番号 1、申請地は、国分北■■■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、■■■平米、ほか 2 筆です。土地所有者は、国分南■■■■■■■■■■、■■■■■■■■、■■■■■■■■、土地の使用者は、伊勢原市笠窪■■■■■■■■■■、株式会社■■■■■■■■、代表取締役■■■■■■■■、事業主は、勝瀬 175 番地の 1、海老名市長内野優、工事名は、国分排水区 1061 号ほか 1、目的は、排水路工事の仮置場として使用したいとのことです。使用期間は、令和 2 年 3 月 1 日から令和 2 年 11 月 30 日までです。資料の 9-1 に現地の案内図の写真、9-2 に土地利用計画図を配付しておりますので、ご確認ください。

以上です。

**【議長】** 地区委員の意見をお伺いいたします。15 番委員。

**【15 番委員】** この件につきましては、先週の月曜日に現地を見てまいりましたが、農地として適正に管理されていると、そのように見受けられました。

以上です。

**【議長】** 事務局、補足説明をお願いいたします。

**【管理係長】** 資料 9-2 をご覧ください。申請地東側、この図ですと、上側の道路が県道杉久保座間線で、道路部分にある丸い図形がマンホールです。申請地の北側に資材、西側に残土や現場事務所、南側は駐車場及び重機を置くような土地利用の計画です。現在、図中の駐車場の東、県道に接する部分が切り下げになっており、重機や車の出入りはそこを利用するとのことで





【議 長】 地区委員の意見をお伺いいたします。17番委員。

【17番委員】 申請人は、■■■さんは、自分で所有する温室■■■坪、借りた温室が■■■坪、合計■■■■■坪のトマト栽培をされている方でございます。今回の申請は、ただいま説明がありましたとおり、水田を畑に造成するというものでございまして、その中で特に隣地水田への用水路の導入溝を建設、設置するということが計画されておりますので、特に問題ないというふうに思います。

以上でございます。

【議 長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【管理係長】 造成計画について補足説明をいたします。

資料10-2をご覧ください。平面図です。東側のライスセンターに隣接する部分は、既存のRC土留とネットフェンス、それ以外の周囲を30度ののり面で処理するという計画です。南側に隣接する田んぼがあるため、北側水路から、もともとあった既存のくろを生かし、西側から南側への水路を確保します。南側、図面で言うと右下ですが、隣地への導入管を新設する計画です。

続きまして、資料右側の図は、東西に切った断面図です。左側が隣地の畑、右側がライスセンターです。隣地境界線から申請地側へと50センチの部分は、用水部分として盛土は行いません。現況の田の地番から高さ50センチの盛土を行っても、隣地畑の現況地番の高さを超えないものとなっております。海老名市農地造成指導要綱によると、盛土の高さは、周辺道路面及び隣接農地から30センチ以内までが原則でございますので、この基準は満たしております。ライスセンター側以外の3辺は、境界はいつでも30度ののり面で処理することで、周辺の被害防除を図るということです。土は綾瀬市の吉岡から搬入するとのことで、搬入量は280.87立方メートル、大型車両で40台分、北側の市道から搬入し、時間帯は平日の午前9時から午後4時半までを予定しています。造成後は野菜を作付する農業計画書が提出されております。

水路の確保については、畑の土が落ちてふさぐことのないようにということで、南側の田んぼの所有者の方とお話をされているということでござ

いました。水路の土が落ちたりですとか、雑草が茂ったりという懸念があるということをご本人のほうにお伝えしたのですけれども、申請者が耕作者本人であるということで、こちらについては責任を持って水路を確保するという回答を得ております。

以上でございます。

【議 長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。9番委員。

【9番委員】 21日にこの■■さんの田んぼを見に行きましたけど、南側に田んぼがあるもので、その田んぼに用水をきちっと流れるようにつくってくださいということで要望しました。あとは、北側に道路のところに用水路があるんですけど、用水路に影響のないようお願いいたします。

以上です。

【議 長】 受付番号2について、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしということで、了承とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 受付番号3です。文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県政令指定都市等の教育委員会に事前の届出を行うよう求めています。埋蔵文化財は、通常、遺跡、遺物と呼ばれ、土地に埋蔵されている文化財のことを言います。遺跡とは、先祖が生活していた住居や墳墓、貝塚、城等の遺構であり、遺跡からは土器や石器、金属製品等の遺物が発見されます。埋蔵文化財は、貴重な国民的財産であり、公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等、その文化的活用を努めなければならないと定められております。このような埋蔵文化財が埋まっている土地のことを埋蔵文化財包蔵地と言います。今回の申請地は埋蔵文化財包蔵地だったため、事業者の依頼に基づき、教育委員会が申請地の試掘調査を実施したところ、土器等が発見されました。その結果を受け、届出人からの取下げの申し出がありました。取下げの提案でございます。



ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということですので、了承とさせていただきます。

次に、議案書 22 ページ、農地の賃貸料情報について(報告)を案件といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

【管理係長】 平成 21 年の農地法改正により、標準小作料制度が廃止され、標準小作料にかわり、農業委員会が地域ごとの賃借料の動向の情報を提供することとなりました。この情報は、農業委員会だよりやホームページなどで公開してまいります。

議案書 22 ページです。海老名市農地賃貸料情報、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに締結(公告)された賃貸借における 10 アールあたりの賃貸料水準は、以下のとおりとなっております。1、田(水稻)の部、平均額 6,600 円、最高額 1 万 1 0 0 円、最低額 4,800 円、データ数は 31 件で 67 筆です。2、畑(普通畑)の部、平均額 1 万 8 0 0 円、最高額 1 万 3,700 円、最低額 9,700 円、データ数は 7 件(7 筆)になります。

算出の方法としましては、賃借権の設定の公告もしくは許可があった田 34 件、畑 7 件の 10 アール当たりの賃借料のそれぞれの平均値を算出いたしまして、この平均値から特別な事情のもとで賃借されたと推測されるもの、具体的には、平均プラスマイナス 70%の範囲を超えるものは除いた賃借料により算出しております。田 3 件(8 筆)がこの特別な事情のもとで賃借されたと推定されるものに該当したため、それを除いた田 31 件(61 筆)、畑 7 件(7 筆)の賃借料から算出したものが、この議案書に記載されております。また、水稻で現物払いをしているという場合には、玄米 60 キログラム当たり 1 万 1,900 円に換算しております。換算に当たって、JA さがみ海老名営農センターのうるち米の買取価格を用いております。賃借料の金額は、算出結果の 100 円未満を四捨五入し、100 円単位としております。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明がございました。

質疑のある方、いらっしゃいますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、農地の賃借料情報につきまして、了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、議案書23ページから24ページ、農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

23ページ、農地法第4条の受付番号1の1件、24ページ、農地法第5条の受付番号1から5の5件、合わせて6件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【管理係長】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが、農地法第4条第1項第8号と農地法第5条第1項第7号です。

議案書23ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1の1件で、田、0平米、畑、255平米、合計、255平米です。

続きまして、議案書の24ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和2年1月1日から1月31日までの間に届出がされたものです。受付番号1から5までの5件で、田、842平米、畑、1,404平米、合計、2,246平米です。これらにつきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上でございます。

【議長】 一括して質疑をお受けいたします。質疑のある方。いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、一括して了承とさせていただきます。

それでは、次に、その他についてですが、委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 事務局から何かありますか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 本日は長時間にわたり慎重審議、また、熱い意見をいただきまして、ありがとうございます。これにて令和2年第2回海老名市農業委員会定例総会を閉会といたします。

(終了 午後4時5分)